

一般社団法人弘前青年会議所

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人弘前青年会議所役員報酬の支給基準について定めたものである。

(役員報酬)

第2条 正会員の資格を有する役員報酬は無報酬とする。

2 正会員の資格を有しない監事の報酬は、次の通りとする。

(1) 報酬の額の算定方法は、1ヶ月間につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。

(2) 前項の規定に関わらず、本人が受領を辞退した場合は、これを支給しない。

附 則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本規程は令和4年12月16日より施行する。

(令和4年8月23日理事会決議、令和4年9月7日総会決議)